

廃棄物の種類別受入に関する事項

ただし、福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者については、「別表第3」の受入数量に関する項目を適用しない

区分	A 木・竹くず類(1/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること 「事業者による搬入は不可」としている品目であっても、民間の木くず再資源化施設で受入れ不可の場合は搬入を認めることがある 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている品目についても原則受入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
木製家具類	タンス、テーブル、机、キャビネット、本棚、サイドボード、食器棚、椅子、ベッド(木枠のみ)	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること 【家庭系】 金属、ガラス、鏡を取り除くこと (釘、取手程度は除去不要)	工場1トン
木製建具	ふすま	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること 【家庭系】 ガラスを除去すること	工場1トン
生木・剪定樹木・枯れ木(亜熱帯植物、毒性のある樹木、を除く)			搬入禁止 民間のせん定枝等再資源化施設を利用すること	
亜熱帯植物	シュロ、ソテツ、やしの木、カボック、ゴムの木、シュロチク、アボカド	(直径25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	【事業系】 産業廃棄物は搬入不可	工場2トン
		(直径25cmを超えるもの) 2m以下		埋立場2トン かつ4m ³
毒性のある樹木	夾竹桃(キョウチクトウ)、あせび、ユズリハ、ミモザ、朝鮮アサガオ、ドクウツギ、ユーカリ、アカシア、ナンキンハゼ、ナンテン	(直径25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	【事業系】 産業廃棄物は搬入不可	工場2トン
		(直径25cmを超えるもの) 2m以下		埋立場2トン かつ4m ³
竹		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること 【家庭系】 土砂等を除去すること	工場1トン
草・わら・つる・落ち葉	草、生花、芝生、竹の葉、ダンチク(暖竹:イネ科の多年草)	臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	土砂等を除去すること。草については、木くずと混載の場合は原則として民間の再資源化施設を利用すること	工場8トン (1回の搬入は4トンまで)
芝生(土砂が付着し除去できないもの)		1m以下×1m以下	原則として土砂を除去し、工場に搬入すること。埋立場への搬入は、土砂が除去できない場合に限る	埋立場2トン かつ4m ³
根株	亜熱帯植物以外	1m以下×直径1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。 【家庭系】 埋立場に搬入する場合は、根株に付属する幹部の最大の長さは20cm以内とし、極力根株のみとする	埋立場1トン かつ2m ³
	亜熱帯植物		【事業系】 産業廃棄物は搬入不可	

区分	A 木・竹くず類(2/2)			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
廃木材	角材、板材、パレット、家屋解体くず、型枠材、コンパネ、枕木、木杭、丸太、木製電柱、ウッドデッキ、看板、すのこ、ポート、ヨット、浴槽	(直径(厚み)25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。 【家庭系】 土砂、金具等を除去すること	工場1トン
		(直径(厚み)25cmを超えるもの 及び不燃性のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。 【家庭系】 土砂、金具等を除去すること	埋立場1トン かつ2m ³
木粉			【事業系】 産業廃棄物は搬入不可 【家庭系】 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場500kg
生活雑貨類	よしず、すだれ、木製おもちゃ、木製ギター、籐製品	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 産業廃棄物は搬入不可 【家庭系】 金具を取り外すこと	工場100kg

表中受入数量は1法人(者)1日最大量
工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること
「事業者による搬入は不可」としている品目であっても、民間の木くず再資源化施設で受入れ不可の場合は搬入を認めることがある
福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている品目についても原則受入れる

区分	B 紙くず類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 原則、禁忌品(古紙回収に適さないもの)についてのみ受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
紙類	感熱紙、感圧紙、油紙、汚れた紙、においのついた紙、コーティングされた紙などでリサイクルできないもの	原則、禁忌品(再資源化に適さない材質のもの)のみ受け入れる。リサイクル可能な紙は、機密書類であっても搬入禁止		工場4トン
壁紙類	壁紙	臨海工場、西部工場 2m以下×直径25cm以下 東部工場 1m以下×直径25cm以下	【事業系】 事業所から出るリサイクル可能な紙については、民間の古紙回収業者または福岡市リサイクルベースを利用 【家庭系】 家庭から出るリサイクル可能な紙については、区役所等の資源物回収ボックスや、地域回収拠点、地域集団回収を利用 ビニル壁紙を除く ビニル壁紙は「E廃プラスチック類」の「ネット・シート状のもの、ロール状のもの」を参照	工場8トン (ただし、1回あたり4トン)

区分	C 繊維くず類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
カーペット (じゅうたん)	ホットカーペット(コードは除く)、じゅうたん、籐のカーペット	1m以下×1m以下の大きさに折りたたみ、可燃性の紐で広がらないよう結ぶこと(ロール持込みの場合は2m以下・直径25cm以下(東部工場は1m以下・直径25cm以下))		工場2トン
布・繊維くず	カーテン、モップ、布製かばん	臨海工場、西部工場 2m以下×2m以下 東部工場 1m以下×1m以下	飛散しやすい形状の場合は、可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
布団・毛布			電気毛布についてはコードを除去すること。コードの搬入は、区分H参照	工場1トン
畳		1m以下×1m以下	半畳以下の大きさに切断すること	工場50畳 (切断した状態で100枚)
本革	ベルト、本革靴		合成皮革のものを除く 合成皮革は区分E参照	工場1トン
マットレス・ソファ・ベッド類 (スプリングのないもの)		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下		工場2トン
マットレス・ソファ・ベッド類 (スプリング・リクライニング機能の有るもの)		2m以下	分割されたものは、形状から明らかに一体物と判断できた場合のみ、1組(1枚・1個)とみなす 【事業系】 マットレス一体型のベッドは事業者による搬入は不可 パッカー車での搬入は禁止	資源化センター マットレス2枚 ソファ2個

区分	D 厨芥・動植物性残さ類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 臭気を発しないようにすること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
固形食品類	肉、野菜、菓子、 ラーメン、果実、 おから、骨、卵、 卵の殻、缶詰及び 瓶詰めの中身、ア イスクリューム		可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)。 【事業系】 食料品、医薬品、香料製造業から生 じるものは搬入禁止	工場2トン
魚介類			水切りを十分に行い、可燃性容器詰 めすること(1個あたり50kg以下) 【事業系】 食料品、医薬品、香料製造業から生 じるものは搬入禁止	工場300kg
種・苗			土砂等を除去すること 可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場2トン
ペットフード			可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場2トン
海藻・藻類			土砂等を除去すること 水切りを十分に行うこと 【事業系】 食料品、医薬品、香料製造業から生 じるものは搬入禁止	工場2トン
ペースト状食品 類	ソース、マーガ リン、ヨーグルト、 バター、ケチャッ プ、マヨネーズ	(プラスチック製容器入り及び容器内 部がアルミコーティングされている もの)	【事業系】 液状及び米ぬかの場合、事業者によ る搬入は不可 【家庭系】 可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場300kg
		(上記以外)	【事業系】 液状及び米ぬかの場合、事業者によ る搬入は不可 【家庭系】 可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場1トン
粉末食品	砂糖、小麦粉、米 ぬか(乾燥したも の)		【事業系】 米ぬかの場合、事業者による搬入は 不可 【家庭系】 可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場1トン
配合飼料			可燃性容器詰めすること(1個あたり 50kg以下)	工場1トン
食用油			【事業系】 事業者による搬入は不可。 【家庭系】 ウエス、紙類に含ませること(液状の ままのものは搬入禁止)	工場300kg

区分	E 廃プラスチック類(1/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
ネット・シート 状のもの・ロー ル状のもの	漁網、人工芝、ビ ニールシート、ビ ニール壁紙、マグ ネットシート(磁石 シート)	臨海工場、西部工場 3m以下×3m以下 ロール持込みの場合 2m以下×直径25cm以下 東部工場 3m以下×3m以下 ロール持込みの場合 1m以下×直径25cm以下	ワイヤー付は搬入禁止 東部工場へ搬入する際は、1m以下× 1m以下に折りたたみ(ロール持ち込み の場合を除く)、可燃性の紐で広から ないよう結ぶこと	工場300kg
防火シート、耐 火シート、防災 シート		2m以下×2m以下	ロール状にし、結束すること	埋立場1トン かつ2m3
家具・建具	衣装ケース(衣装 箱) ウォーターベッド	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ウォーターベッドは水を除去する	工場300kg
看板・ブライ ンド		臨海工場、西部工場 2m以下×1.5m以下 東部工場 1m以下×1m以下		工場300kg
電線被覆類		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	被覆のみ	工場300kg
大型ホース類	高圧ホース	(鋼線の無いもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下 (鋼線の有るもの) 2m以下×直径25cm以下	金具は除去すること	工場300kg 埋立場1トン かつ2m3
塩ビパイプ等	ポリエチレン管(PE 管)	臨海工場、西部工場 2m以下×直径15cm以下 東部工場 1m以下×直径15cm以下		工場300kg
記憶媒体	フィルム、ビデオ テープ、カセット テープ、レコー ド、レーザーディ スク、FD、CD、 MO、MD、DVD			工場300kg
板状のもの	サイディング(断熱 性壁材)、アクリル ボード	臨海工場、西部工場 2m以下×2m以下 東部工場 1m以下×1m以下	可燃性のもの	工場300kg
クーリングタ ワー		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.25m以下	可燃性のもの(樹脂製) 金属類は分離し、資源化センターへ 搬入する	工場300kg
車のバンパー・ バイクのカウル (プラスチック 製)(交換部品)		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	販売店、中古販売店引取を原則とす る。引取ができないものは、工場へ の持ち込み可。金具を除去すること	工場50kg (5個)
車のバンパー・ バイクのカウル (FRP製)(交換部 品)		2m以下	販売店、中古販売店引取を原則とす る。引取ができないものは、埋立場 への持ち込み可。金具を除去す ること	埋立場50kg (5個)
トナーカート リッジ(インク カートリッジを 含む)			メーカー、販売店回収(リサイクル) を原則とする。リサイクルできない ものは工場を受入	工場10個

区分	E 廃プラスチック類(2/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
使い捨てライター			中身を使い切る。もしくはガスを抜くこと。職員へ手渡すこと	工場20本
雑貨類	装飾品、食器、壺、本立、ポリバケツ、ヘルメット、ゴム靴、スキー靴、合成皮革製品、バインダー	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	バインダー、ファイル等の金属部分を取り除くこと 分離した金属部分は事業者による搬入不可	工場300kg
ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製品	スキー板、サーフィンボード、スノーボード、タンク、クーリングタワー用部材、釣り竿、パラボラアンテナ	2m以下×1m以下	パラボラアンテナについてはコード類を除去し、2m以下に切断すること	埋立場1トン かつ2m3
ポート類(グラスファイバー、FRP製)		リサイクルを原則とする (社)日本マリン事業協会 TEL03-5542-1202 FAX03-5542-1206 ホームページ:http://www.marine-jbia.or.jp/	リサイクルできないもののみ受入 2m以下×1m以下	埋立場1トン かつ2m3
その他プラスチック類	波状板、オイルフェンス、発泡スチロール、ポット、釣り竿、パレット、すだれ	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ガラス繊維が入っていないもの ガラス繊維入りのものは、廃棄物の種類「ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製品」を参照	工場300kg

区分	F 金属くず類(1/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
スプレー缶類	カートリッジボンベ、塗料用スプレー缶		ガス抜きキャップ等で中身を出し切ること ガス抜きキャップがないものは、噴射口を下にして地面に押し付けるなどして中身を出し切ること	資源化センター 50kg
シャッター、ブラインド類		2m以下×1.5m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 頑丈なシャッター(重量シャッター)は分解して搬入すること	資源化センター 2枚
ロールカーテン・ロールスクリーン (スプリングが無いもの)		2m以下×1.5m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 5枚
ロールカーテン・ロールスクリーン (スプリングが有るもの)		2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場5枚
流し台、浴槽 (ステンレス製)		2m以下×1.5m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
銅管	冷媒配管	2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場10kg
暖房器具(オイルヒーターを除く)	電気ストーブ、石油ストーブ、ファンヒーター、ハロゲンヒーター	家庭用のもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 燃料を使い切ること。 コード類は除去し、2m以下に切断すること 合わせて1日合計2台まで	資源化センター 2個
トレーニング機器(健康器具)	ルームランナー、ランニングマシン、サイクリングマシン、ぶら下がり健康器具、電動マッサージ器、あんま機	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること 電池を取り除くこと。電池の搬入は、区分Nを参照 健康器具全て合わせて2個まで	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 健康器具全て合わせて2個まで	埋立場2個

区分	F 金属くず類 (2/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
電工ドラム			【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断す	資源化センター 100kg
金庫		(耐火性のもの) 50cm以下×50cm以下×50cm以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 扉を分離すること。分離できない場合は、扉が閉まらないよう手当てすること。中を空にしておくこと	埋立場1個
		(非耐火性のもの) 1m以下×1m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 開放した状態とし、中を空にしておくこと	資源化センター 2個
建具	カーテンレール	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 窓枠、開き戸などのガラスは除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
		(上記以外のもの。断熱材が除去できないもの)	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場2個
小型調理器	ポット、卓上一口コンロ		コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
湯沸器・調理器	ガスレンジ、ガスコンロ、ガステーブル、IHクッキングヒーター、瞬間湯沸器、風呂釜、オープンレンジ、電子レンジ	家庭用で圧力容器を含まないもの 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 1個
電気盤、通信機器盤		2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 1個
照明器具		厚み3.2mm以上の鉄板、補強材を含まないもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること。ランプ、ガラスは分離除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
自転車・一輪車	自転車、一輪車(乗用及び荷運搬用)、三輪車		【事業系】 事業者による搬入は不可 許可業者が搬入する場合は、バッテリーは取り除く(販売店で処分)。あわせて合計1日5台まで。	資源化センター 5台
リヤカー	台車		【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
車椅子			【事業系】 事業者による搬入は不可 許可業者が搬入する場合は、バッテリーは取り除く(販売店で処分) 【家庭系】 電動車椅子は搬入不可	資源化センター 1台
金属製家具類	机、ロッカー、キャビネット、椅子、ガーデンパラソル	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場2個
使用後のペール缶、一斗缶	塗料用金属容器	洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの有機物の付着がないもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 必ず蓋を開放すること	資源化センター 100kg
		塗料等が付着し固化しており、容易に分離不可能なもの。有機物等の付着があるもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 必ず蓋を開放すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
車のバンパー(金属製)(交換部品)		2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 販売店、中古販売店引取を原則とする。引取ができないものは、資源化センターへの持ち込み可。	資源化センター 1個
生活雑貨類	食品、飲料、洗剤の空き容器、装飾品類、食器、壺、本立て、傘等小型のもの、磁石(マグネット)	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下 15	【事業系】 産業廃棄物は搬入不可 【家庭系】 ガラス等は除去すること	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 産業廃棄物は搬入不可	埋立場100kg かつ0.05m ³

区分	F 金属くず類(3/3)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
機器類	ポンプ、コンプレッサー	一辺の最大長さ50cm以下 内蔵の油等が除去されたもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること	埋立場2個
ワイヤー状、コード状、チェーン状、フェンス状、網状のもの	バンド、帯鉄、ワイヤー、番線、針金、フェンス、束線、スプリング、針金ハンガー、チェーン、タイヤチェーン、ワイヤー入り提灯、金属製の網、ワイヤー入りクリスマスツリー、造花	2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 巻いた状態のものは搬入禁止 2m以下の長さに切断すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
ボイラー(灯油・ガス用)・金属製灯油タンク		家庭用のもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 灯油、ガス等が残っているものは搬入禁止	埋立場1個
ドラム缶			【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 天板を取り除くこと	埋立場1個
支柱・パイプ類	アンテナ、車庫支柱、ビニールハウス(家庭菜園に限る)用パイプ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 農業用ビニールハウス用パイプについては、搬入禁止	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 農業用ビニールハウス用パイプについては、搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³
釣り用おもり(鉛製)			【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 一般家庭(釣り)用のみ受入	埋立場10個
オイルヒーター			【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 器具の内蔵オイル等も取り除いたもの コード類は除去し、2m以下に切断すること オイルが抜けない場合は東部資源化センターに搬入すること(西部工場へは搬入不可)	資源化センター 2個
鋭利なもの	包丁、工具の刃、釘、針	1.8m以下×1m以下	厚手の紙等に包み職員に手渡すこと	資源化センター 10kg
その他の金属類	マシン、ブリキ、バネ、タイプライター、パラポラアンテナ、スケートボード、パチンコ玉	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止 ※パチンコ玉は箱に入れ職員に手渡すこと	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³

区分	G 金属及び木質系複合物		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
看板		(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場2個
楽器類	オルガン、ドラム、電子ピアノ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの)1.5m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場2個
	ピアノ	別表第4の2参照	搬入禁止	-
家具類	卓球台	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 5個
		(上記以外)2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場2個

区分	H 金属及び プラスチック複合物 (1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
トランス(PCB入りを除く)		油入りでないもの 20cm以下×20cm以下×20cm以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場1個
電化製品	掃除機、卓上冷温水器(ウォーターサーバー)、除湿器、冷風機、炊飯器、ホットプレート、電気ポット、トースター、加湿器、空気清浄機、食器洗い乾燥機、食器乾燥機、アイロン、スポンプレッサー、扇風機、AED、家庭用ゲーム機)、電話機、キックボード(電動式)	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器(詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること モーター、バッテリーは除去すること。モーターの搬入は「F 金属くず類」の機器類参照 充電式電池、バッテリーは搬入禁止(詳細は別表第4参照) 冷温水器、除湿器等でコンプレッサーがある機器は以下参照。 【事業系】 金属部分が大半の場合、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含む場合は、搬入は不可。 フロンガスの回収及びコンプレッサーを除去すること。第一種特定製品はフロン回収時の引取証明書(写し)が必要。コンプレッサーは受入不可。 【家庭系】 フロンガスを回収し、引き取り証明書を添付のこと。【西日本冷凍空調工業会:092-471-1530】	資源化センター 2トン
冷蔵庫 冷凍庫 ワインセラー		特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器(詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.8m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 フロンガスを回収し、コンプレッサー、厚み3.2mm以上の鉄板、補強材が取り外されているもの。コード類は除去し、2m以下に切断すること 第一種特定製品はフロン回収時の引取証明書(写し)が必要	資源化センター 2台
洗浄便座 暖房便座		コード類は除去し、2m以下に切断すること	洗浄(清掃)したうえで搬入すること	資源化センター 300kg
コピー機類	ワープロ、プリンター、ファクシミリ、コピー	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 1m以下×1.1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること(詳細は別表第4参照)	資源化センター 1トン
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること(詳細は別表第4参照)	埋立場1台
音響、映像機器	ラジオ、ラジカセ、ビデオデッキ、アンプ、ステレオ、ステレオセット、スピーカー、DVDプレイヤー、チューナーレステレビ(家電リサイクル法対象外)	1.5m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること。充電式電池は除去すること。充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」参照)	資源化センター 2トン

区分	H 金属及び プラスチック複合物 (2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
パソコン	パソコン	別表第4の1参照	搬入禁止	-
小型電子機器	マウス、キーボード、ドライヤー、ガス漏れ感知器、家庭用ゲーム機、携帯電話、ハンディファン	1.5m以下×1m以下	家庭から排出される小型電子機器(25cm×8.5cmの投入口に入るもの)は、原則として区役所等に設置している資源物回収ボックス又は小型電子機器回収ボックスを利用すること(電池・バッテリーは可能な場合は除去) 資源化センターへ搬入する場合は、コード類を除去し2m以下に切断すること、また、充電式電池は除去すること 充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」参照)	資源化センター 1品目 5個
車の電装品 バイクの電装品 (交換部品)		装飾などの交換部品で金属製及び金属と分離できないもの	販売店、中古販売店引取を原則とする。引取ができないものは、資源化センターへの持ち込み可。 【事業系】 金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可。	資源化センター 300kg
家具類	パーティション チャイルドシート	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可 【家庭系】 ガラス等は除去すること	資源化センター 2個
	アコーディオン カーテン	(上記以外のもの)2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 ガラス等は除去すること	埋立場2個
電線(ケーブル)・コード類		長さ2m以下	2m以下に切断すること 大量の場合は結束すること 巻いた状態では搬入禁止	資源化センター または 埋立場2トン
LED照明	電球型LED 蛍光灯型LED		一般家庭において器具本体からLEDの分離が困難な場合は、「F 金属くず類」の「照明器具」として搬入すること	資源化センター 10kg (30個)
楽器類		(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの)1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること 【事業系】 金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
		(上記以外)2m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること 【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場2個
	ピアノ	別表第4の2参照	搬入禁止	-
安定器(PCB入りを除く)		一辺の最大長さ20cm以下 昭和48年以降の製造が確認できるもの	製造年が確認できない場合は、メーカーからのPCBを含有していないことの証明書等を添付すること	埋立場1トン かつ1m ³
業務用ゲーム機	スロットマシン	1.5m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 2台
アルミ複合板		2m以下×1m以下	アルミ部分が厚さ0.5mm以上ある場合、事業者による搬入は不可	資源化センター 300kg

区分	I 金属及びガラス複合物		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
浴槽、洗面台 (ホーロー製)		不燃性のもの 2m3以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製)は「Mその他」参照	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場1個
太陽熱集熱パネル (ソーラーパネル) (温水器用)		2m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 温水器本体、貯湯槽は搬入禁止 ボイラーはF 金属くず類を参照すること	埋立場2台
設置式 太陽光発電パネル			搬入禁止	
モバイル式 太陽光発電パネル		2m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 家庭から排出される小型電子機器 (25cm×8.5cmの投入口に入るもの) は、原則として区役所等に設置して いる使用済み小型家電回収ボックス を利用すること(電池・バッテリーは 可能な場合は除去) 埋立場へ搬入する場合は、コード類 を除去し2m以下に切断すること、また、 充電式電池は除去すること 充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第 4の1「バッテリー(蓄電池)」参照)	埋立場2台

区分	J ガラス及び陶磁器くず類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
瓶容器		洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの 有機物の付着がないもの	リターナブル瓶は搬入禁止	埋立場1トン かつ1m3
雑貨類	壺、皿、コップ、 置物、鏡			埋立場2トン かつ2m3
洗面台	陶器製洗面台(洗面器を含む)	2m以下×1m以下×0.7m以下	木製部を除去すること	埋立場2 トン かつ2m3
窓ガラス 開き戸用ガラス			枠からの取り外し不可能なものは外枠(取付枠)も含む	埋立場1トン かつ1m3
家具・建具 陳列ケース	鏡台の鏡部分	2m以下×1m以下×0.7m以下		埋立場1トン かつ1m3
碇子(がいし)		1辺の最大長さ50cm以下		埋立場1トン かつ1m3
蛍光灯			【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 家庭から出る蛍光灯は、可能な限り 区役所等の資源物回収ボックスや、 家電量販店での回収を利用	埋立場3kg (10個)
白熱電球、ハロ ゲンランプ				埋立場10kg (30個)
ブラウン管類			パソコンのモニター、テレビは搬入禁止	埋立場1台
車の窓ガラス (交換部品)		2m以下×1m以下	販売店、中古販売店引取を原則とする。引取ができないものは、埋立場への持ち込み可 ガラス単体のみ受け入れる	埋立場500kg

区分	K 建設廃材		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
セメント・礎石・石材及びその解体くず	コンクリート塊、ブロック、岩石レンガ、ALCモルタル、セメント、石灰、漆喰、珪藻土	固形のもの	40cm以下×40cm以下×25cm以下 アスベスト含有物は搬入禁止 建設リサイクル法に係る特定建設資材に該当するものは搬入禁止	埋立場8トン かつ4m ³
		粉末状のもの	搬入禁止 ただし、固形化させた廃棄物は上記条件にて受け入れる	-
石膏ボード類	プラスターボード ジプトーン、ラスボード	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	不燃性のもの アスベスト含有物は搬入禁止 グラスウール、ロックウールを含むもの(岩綿吸音板等)は飛散防止のため袋詰め等を行い搬入すること	埋立場100kg かつ0.2m ³
不燃性サイディング類(金属製を除く)	サイディング(断熱性壁材)、ケイ酸カルシウム板、木毛セメント、スレート	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で500kgかつ0.5m ³ までとするただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	不燃性及び難燃性のもの アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場500kg かつ0.5m ³
金属製サイディング		パネ、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼を含まないもの 2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 断熱材を取り除くこと	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの)2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場100kg かつ0.05m ³
タイル		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のもの	埋立場8トン かつ8m ³
瓦		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のもの アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場8トン かつ4m ³
コロニアル(屋根材)		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のもの アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場1トン かつ1m ³
コーキング材(シーリングペースト材)	液体		【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 液体はウエス、紙類に含ませること	工場300kg
	固体			埋立場50kg かつ0.05m ³
屋根等の防水シート材	アスファルトルーフィング	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で500kgかつ1m ³ までとする。ただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	アスベスト含有物は搬入禁止 ※可燃性であるが、焼却によりタールが溶け出し火災が発生する原因となるため埋立場で受入	埋立場500kg かつ1m ³
断熱材	押出し発泡ポリスチレン等の可燃物	可燃性のもの 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下×厚み25cm		工場300kg
	グラスウール ロックウール	不燃性のもの 配管、ダクト等で保温材で覆ってあって分離が困難なものも含む 2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止 飛散防止のため袋詰めをして搬入・投入すること 分離した配管やダクトなどの金属類は搬入不可のため除去すること ロックウール・グラスウール合わせて50kgまで	埋立場50kg かつ0.05m ³
コンクリート電柱		2m以下×直径50cm以下		埋立場8トン かつ4m ³
耐火二層管(不燃性の外管部分)		2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場500kg かつ0.5m ³

区分	L 罹災ごみ	表中受入数量は1法人(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設
可燃物	<p>臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm以下 ※量は半量以下</p> <p>東部工場 1m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm以下 ※量は半量以下</p>	<p>火災の場合は完全に消火されていること 西部工場には2トン未満、臨海、東部工場には4トン未満の車両で搬入すること 不燃物の分離及び左記寸法以内になるよう前処理を行うこと 不燃物と可燃物の分離が困難と市が認めるものは、埋立場搬入とする</p> <p>(減免-福岡市民のみ) 火災又は災害により発生した廃棄物で、本市の処理施設で処理が可能な廃棄物である場合は減免制度あり。詳細は各区生活環境課へ相談ください。減免の場合は、搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要 なお、工場・資源化センターが同一施設内にあり、それぞれへの搬入物が適正に分別されている状態で同一車両にて搬入することは可 この場合、1台の車両につき1枚の「搬入カード」とする。ただし、混載で埋立場へ搬入する際は、別途同課発行の「搬入カード」が必要 減免の場合、自己搬入の事前申し込みは不要</p>		工場
不燃物	<p>「K建設廃材」等に準じる ※罹災によってリサイクル不能な家電は埋立場へ搬入</p>	<p>火災の場合は完全に消火されていること 可燃物の分離及び各廃棄物の種類毎の寸法以内になるよう前処理を行うこと 混載がやむを得ないと市が認めるものは、埋立場搬入とする</p> <p>(減免-福岡市民のみ) 火災又は災害により発生した廃棄物で、本市の処理施設で処理が可能な廃棄物である場合は減免制度あり。詳細は各区生活環境課へ相談ください。減免の場合は、搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要 なお、工場・資源化センターが同一施設内にあり、それぞれへの搬入物が適正に分別されている状態で同一車両にて搬入することは可 この場合、1台の車両につき1枚の「搬入カード」とする。ただし、混載で埋立場へ搬入する際は、別途同課発行の「搬入カード」が必要 減免の場合、自己搬入の事前申し込みは不要</p>		埋立場 資源化センター

区分	M その他(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
化粧品及び 化粧容器		容器が可燃性のもの、ゲル状・ペー スト状の内容物	液状の内容物はウエス、紙類に含ませること 【事業系】 液状の場合、事業者による搬入は不可	工場300kg
		金属容器のもの	洗浄等により、内容物を除去し、火災等の危険性がないよう処理すること。容器は開放しておくこと	資源化センター 100kg
		上記以外のもの(ガラス容器など)	内容物を除去し、容器は開放しておくこと	埋立場1トン かつ1m ³
洗剤	粉末、液体、固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませること 【事業系】 液状の場合、事業者による搬入は不可	工場300kg
ワックス・着火剤	液体、固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませること 【事業系】 液状の場合、事業者による搬入不可	工場300kg
保冷剤(ゲル状)		容器が可燃性のもの		工場300kg
動物の糞		臭気を発しないようにすること	乾燥させ、50kg以下の可燃性容器詰めすること 【事業系】 畜産農業から排出される獣畜、鶏等の糞は搬入禁止	工場300kg
肥料・堆肥(コンポスト)		臭気を発しないようにすること	可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
ペットのトイレ砂		可燃物 臭気を発しないようにすること	可燃性容詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
		不燃物 臭気を発しないようにすること		埋立場10kg かつ0.03m ³
オイルフィルター		金属を分離したもの	油は洗浄すること	工場5個
		上記により分離した金属及び金属が分離できないもの	油は洗浄すること	資源化センター 5個
燃え殻・炭(特別管理産業廃棄物を除く)	BBQで使用する木炭等	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×直径(厚み)25cm 東部工場 1m以下×1m以下×直径(厚み)25cm	【事業系】 特別管理産業廃棄物に該当しないことが確認できる場合のみ受入。可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下) 【家庭系】 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場4トン
	燃え殻	(完全に燃え尽きている状態)	同上	埋立場100kg かつ0.1m ³
神具・仏具類	仏壇、神棚	可燃性のもの	原型をとどめないように処理すること	工場4トン
		不燃性のもの(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 原型をとどめないように処理すること	資源化センター 100kg
		不燃性のもの(上記以外のもの)	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 原型をとどめないように処理すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
シリカゲル			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
焼却灰		福岡市焼却灰受入要綱による搬入する施設との事前協議による		埋立場100kg かつ0.1m ³
土砂・汚泥	事業者が排出する土砂・汚泥	・含水率70%以下のもの ・有害物(薬品、油、廃液等)を含まないもの ・金属、可燃物、アスファルト等が混入していないもの 上記により判断がつかない場合は、搬入する施設との事前協議による	【事業系】 土砂は、原則として民間の残土処分場を利用すること	埋立場6トン かつ3m ³
	家庭から排出される家庭菜園等の土砂		【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場500kg かつ0.5m ³

区分	M その他(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
石碑・墓石		40cm×直径(厚み)25cm以下	墓石については戒名等を削除し、形体をとどめないようにすること	埋立場2トン かつ1m ³
非感染性廃棄物 (医療機関等※から排出された非感染性の廃棄物) 産業廃棄物は搬入禁止 ※医療機関等:病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、医学・歯学・薬学・獣医学に係る試験研究機関		(可燃物(紙(再利用できないもの)・繊維等)) 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下 厚み25cm	禁忌品(再資源化に適さない材質のもの)のみ受け入れる。リサイクル可能な紙は、機密書類であっても搬入禁止 管理責任者発行の非感染性証明詳細リストを施設に持参または事前送付(搬入先施設側が事前了承した場合はE-mail使用可)の上搬入すること	工場2トン
		可燃物(プラスチック)	搬入禁止 処理業者の問合せ先 福岡県産業資源循環協会 TEL 092-409-8911	-
		金属、ガラス、陶磁器、汚泥等の産業廃棄物	その他 福岡市産業廃棄物指導課 TEL 092-711-4303	
おむつ(上記医療機関等から排出されたものを除く)			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
乾電池・リチウム一次電池		コイン型リチウム一次電池は絶縁処理を行うこと	ボタン型電池、充電式電池・蓄電池は搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³
犬・猫等動物の死体		搬入可能施設は東部工場のみ ※収集運搬を希望する場合もしくは東部工場休場の場合は下記へ連絡 井ノ口商会(TEL 671-3895)	可燃性の箱または袋等に入れて搬入すること ただし、大型(1m以上)の場合及び複数搬入の場合は、東部工場(TEL 691-2999)と事前協議をすること 【事業系】 畜産農業から排出される獣畜、鶏等の死体は搬入不可	東部工場のみ
自転車、リヤカー、一輪車(乗用・荷運搬用)のタイヤ		普通車等の車両用・原動機付自転車・二輪車のタイヤ、農耕用車両、重機などのタイヤは搬入禁止(別表第4参照) ※自転車・一輪車及びリヤカー本体は「F金属くず類」参照	(金属製ホイールのついたもの) 【事業系】 事業者による搬入は不可 (タイヤのみのもの) 金属製バルブ等は除去し資源化センターへ搬入すること	資源化センター 300kg 工場50kg
浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製)	人造大理石浴槽 人工大理石浴槽	2m以下×1.5m以下かつ2m ³ 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ホーロー・ステンレス製)は「J金属及びガラス複合物」参照		埋立場1トン かつ2m ³
活性炭	消臭・除湿・浄水用等の炭		可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場4トン
使い捨てカイロ、かん付け カップ酒の容器 (使用済みのもの)			未使用のものは搬入禁止	埋立場10kg かつ0.03m ³